

議第3号

佐久都市計画道路の変更について

平成31年(2019年)1月15日提出
長野県都市計画審議会長

30都第297号
平成30年(2018年)12月20日

長野県都市計画審議会長 様

長 野 県 知 事

佐久都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

佐久都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路中 3・5・25 号取出中央線を 3・4・25 号取出中央線に名称を改め、
3・3・3 号原東 1 号線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道 等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・3	原東 1 号線	佐久市岩 村田字下 樋田	佐久市平 賀字荒家	佐久市中 込字大塚	約5,400 m	地表式	4 車線	22 m	J R 小海線と立体交差 1 か所 幹線街路と平面交差 6 か所	
	3・4・25	取出 中央線	佐久市跡 部字反田	佐久市臼 田字城山	佐久市野 沢字居屋 敷	約4,950 m	地表式	2 車線	16 m	幹線街路と平面交差 6 か所	
	3・3・37	佐久南イ ンター線	佐久市跡 部字反田	佐久市根 岸字阿ら 屋	佐久市伴 野字祢古 田	約2,810 m	地表式	4 車線	28 m	自動車専用道路と立体交差 1 か所 幹線街路と平面交差 1 か所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域において社会情勢等を勘案し道路網の見直しを行なった結果、3 路線について、1 路線を区域の変更、2 路線を起点の変更及び内 1 路線の名称変更を行うものである。

変更理由書

佐久都市計画道路は、45路線119.03km計画決定されている。

佐久市内の都市計画道路は38路線87.54km計画決定されており、当初決定は昭和37年である。この内、整備済延長は74.49kmで、整備率は85.1%であり、整備率は高い状況にある(平成30年3月末時点)。

しかし、都市計画道路の多くは、戦後から高度成長期の人口の増大や市街地の拡大が続く社会情勢の下で計画されてきており、社会情勢が変化してきている中、必要性に変化が生じている区間がある。

また、都市計画道路の計画区域内は将来の事業の円滑な施行を確保するために、都市計画法第53条に基づく建築制限が課せられているため、必要性に変更の生じた路線を残しておくことは、個人の資産を過大に制限することとなる。

このため、佐久市では広域的な観点と地域のまちづくりの観点から、個々の路線の必要性等を検証し、計画的・効率的なまちづくりを推進することを目的とし、平成29年度に佐久都市計画道路の見直し方針を策定した。

このような都市計画道路を取り巻く状況を踏まえ、今回、都市計画道路の変更を行うものである。

佐久都市計画道路3・3・3号原東1号線は、旧佐久市合併に伴い市街地の拡大に対応するため、佐久市岩村田地区市街地と中込地区市街地を南北に結ぶ幹線街路として、昭和37年に都市計画決定された延長約5,950mの路線である。

今回変更する区間は、起点から延長約950m付近で交差する3・4・8号荒宿上の城線(佐久市決定)の廃止予定にともない、交差点の一部を区域変更するものである。

佐久都市計画道路3・4・25号取出中央線は、旧佐久市合併に伴い市街地の拡大に対応するため、佐久市野沢地区市街地と旧臼田町市街地を南北に結ぶ幹線街路として、昭和37年に都市計画決定された延長約5,135mの路線である。

今回変更する区間は、起点付近において本線と近接する国道254号が整備され国道141号へ接続していることから、変更区間の代替路線の役割を担っているため、起点から延長約880m区間を廃止し、本線を国道254号へ変更するとともに起点を変更

するものである。

また、これに伴い本線の標準幅員が12mから16mとなるため名称を3・5・25号取出中央線から3・4・25号取出中央線へ変更する。

佐久都市計画道路3・3・37号佐久南インター線は、佐久市の都市構造において中央幹線である1・4・1号八千穂佐久線(中部横断自動車道)に対して東西幹線として道路網に位置付けられた路線で平成8年に都市計画決定された延長約3,010mの路線である。

今回変更区間は、3・4・25号取出中央線の起点変更に伴い、本線と起点区間が重複するため、起点区間延長約200mを廃止し起点を変更するものである。

新旧対照表（長野県決定）

（旧）

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	原東1号線	佐久市岩村田字下樋田	佐久市平賀字荒家	佐久市中込字大塚	約5,400 m	地表式	4車線	22 m	J R小海線と立体交差1か所 幹線街路と平面交差8か所	
	3・5・25	取出中央線	佐久市跡部字孫次郎	佐久市臼田字城山	佐久市野沢字居屋敷	約5,135 m	地表式	2車線	12 m	幹線街路と平面交差7か所	
	3・3・37	佐久南インター線	佐久市跡部字反田	佐久市根岸字阿ら屋	佐久市伴野字祢古田	約3,010 m	地表式	4車線	28 m	自動車専用道路と交差1か所 幹線街路と平面交差1か所	

（新）

種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	原東1号線	佐久市岩村田字下樋田	佐久市平賀字荒家	佐久市中込字大塚	約5,400 m	地表式	4車線	22 m	J R小海線と立体交差1か所 幹線街路と平面交差6か所	
	3・4・25	取出中央線	佐久市跡部字反田	佐久市臼田字城山	佐久市野沢字居屋敷	約4,950 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差6か所	
	3・3・37	佐久南インター線	佐久市跡部字反田	佐久市根岸字阿ら屋	佐久市伴野字祢古田	約2,810 m	地表式	4車線	28 m	自動車専用道路と立体交差1か所 幹線街路と平面交差1か所	

都市計画の策定の経緯の概要

佐久都市計画道路の変更（長野県決定）

（3・3・3号 原東1号線）

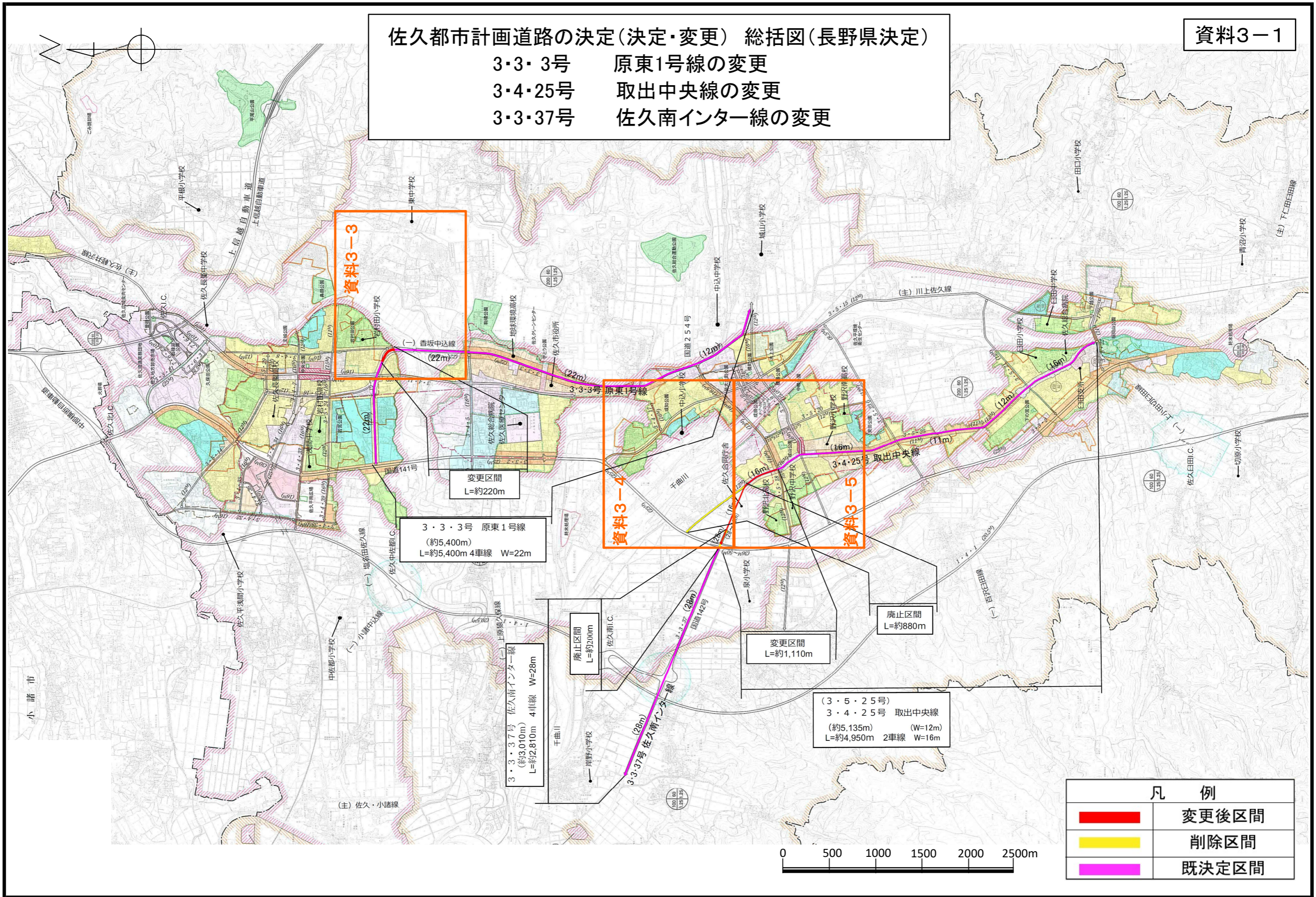
（3・4・25号 取出中央線）

（3・3・37号 佐久南インター線）

事 項	時 期	備 考
地 元 説 明	平成30年 1月18日（木） 平成30年 1月24日（水） 平成30年 3月 1日（木）	跡部区 上の城区 野沢本町区
変 更 案 の 申 出 （都市計画法第15条の2第1項）	平成30年 7月 4日（水）	
公 聴 会 開 催 公 告	平成30年 8月 9日（木）	
素 案 の 閲 覧	平成30年 8月10日（金）から 平成30年 8月31日（金）まで	
公 聴 会 中 止 の 公 告	平成30年 8月30日（木）	
公 聴 会 （都市計画法第16条第1項）	平成30年 9月 2日（日）	公述申出がなかったため中止
関 東 地 方 整 備 局 事 前 協 議	平成30年10月4日（木）	
関 東 地 方 整 備 局 事 前 協 議 回 答	平成30年10月15日（月）	
市 町 村 意 見 聴 取 （都市計画法第18条第1項）	平成30年10月26日（金）	
計 画 案 の 縦 覧 公 告 （都市計画法第17条第1項）	平成30年11月29日（木）	
計 画 案 の 縦 覧 （都市計画法第17条第1項）	平成30年11月29日（木）から 平成30年12月13日（木）まで	
市 町 村 意 見 聴 取 回 答 （都市計画法第18条第1項）	平成30年12月14日（金）	
長 野 県 都 市 計 画 審 議 会 （都市計画法第18条第1項）	平成31年 1月15日（火）	
国 土 交 通 大 臣 本 協 議 （都市計画法第18条第3項）	平成31年 1月下旬	以下予定
変 更 告 示 （都市計画法第20条第1項）	平成31年 2月下旬	

佐久都市計画道路の決定(決定・変更) 総括図(長野県決定)

- 3・3・3号 原東1号線の変更
- 3・4・25号 取出中央線の変更
- 3・3・37号 佐久南インター線の変更



変更区間
L=約220m

3・3・3号 原東1号線
(約5,400m)
L=約5,400m 4車線 W=22m

3・3・37号 佐久南インター線
(約3,010m)
L=約2,810m 4車線 W=28m

廃止区間
L=約200m

変更区間
L=約1,110m

廃止区間
L=約880m

(3・5・25号)
3・4・25号 取出中央線
(約5,135m) (W=12m)
L=約4,950m 2車線 W=16m

凡 例	
	変更後区間
	削除区間
	既決定区間

佐久都市計画道路の見直し計画の概要

資料3-2

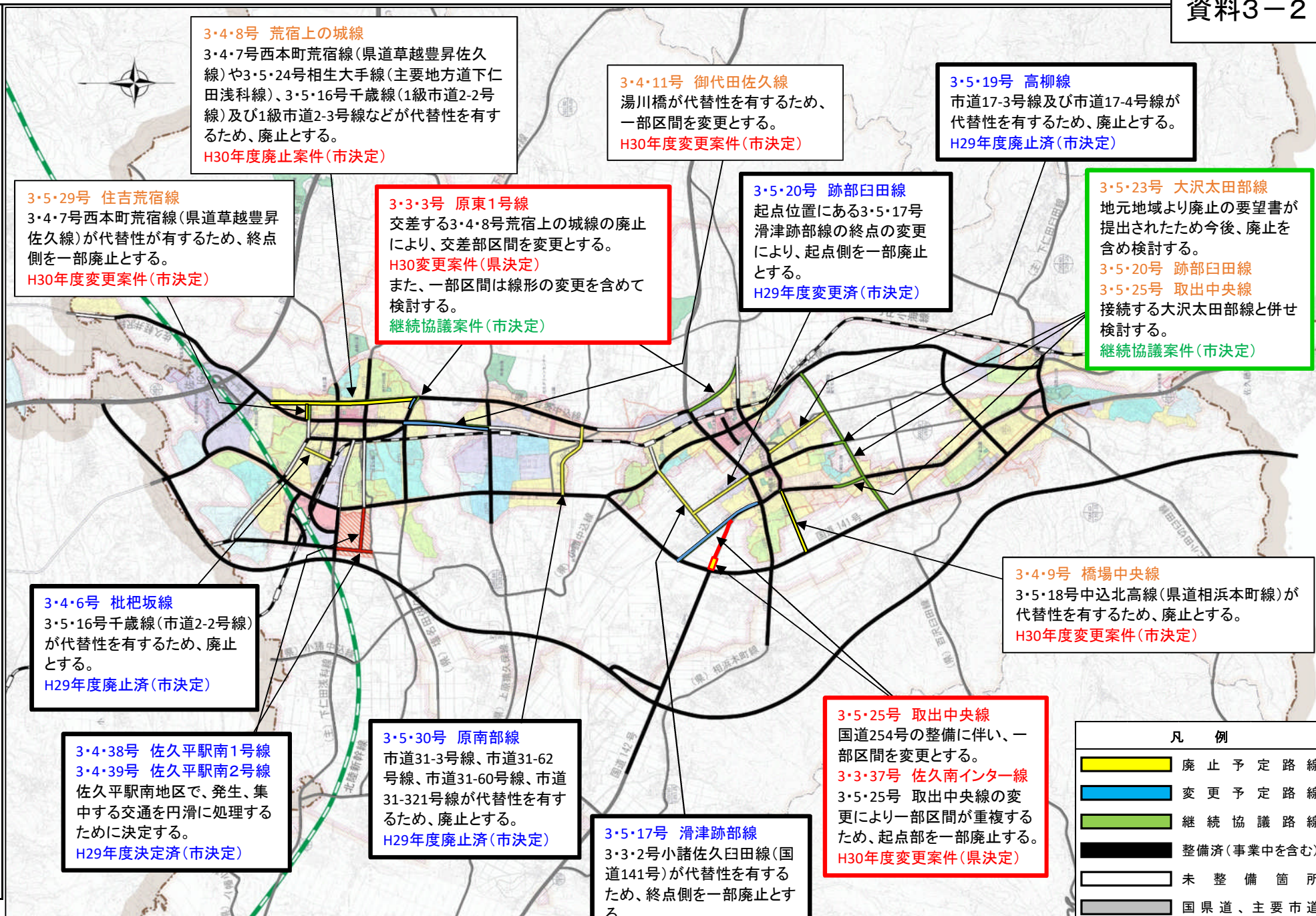
決定及び変更路線

(長野県決定)

- 3・3・3号 原東1号線 【**交差路線の廃止に伴う一部区間の変更**】
【変更予定】
- 3・3・37号 佐久南インター線 【**一部廃止による始点の変更**】
【一部廃止予定】
- 3・5・25号 取出中央線 【**一部区間の変更**】
【変更予定】

(佐久市決定)

- 3・3・3号 原東1号線 【**継続協議**】
【今後、変更予定】
- 3・4・6号 枇杷坂線 【**全線の廃止 (H29済)**】
- 3・4・8号 荒宿上の城線 【**全線の廃止**】
【廃止予定】
- 3・4・9号 橋場中央線 【**一部廃止による終点の変更**】
【一部廃止予定】
- 3・4・11号 御代田佐久線 【**現道整備による一部区間の変更**】
【一部変更予定】
- 3・5・17号 滑津跡部線 【**一部廃止による終点の変更 (H29済)**】
- 3・5・19号 高柳線 【**全線の廃止 (H29決定済)**】
- 3・5・20号 跡部臼田線 【**一部廃止による起点の変更 (H29済)**】
【一部区間継続協議→今後、変更及び廃止予定】
- 3・5・23号 大沢太田部線 【**継続協議**】
【今後、変更及び廃止予定】
- 3・5・25号 取出中央線 【**継続協議**】
【今後、変更予定】
- 3・5・29号 住吉荒宿線 【**一部廃止による終点の変更**】
【廃止予定】
- 3・5・30号 原南部線 【**全線の廃止 (H29済)**】
- 3・4・38号 佐久平駅南1号線 【**決定 (H29済)**】
- 3・4・39号 佐久平駅南2号線 【**決定 (H29済)**】



凡 例	
	廃止予定路線
	変更予定路線
	継続協議路線
	整備済(事業中を含む)
	未整備箇所
	国県道、主要市道
	用途地域予定区域

決定及び変更理由

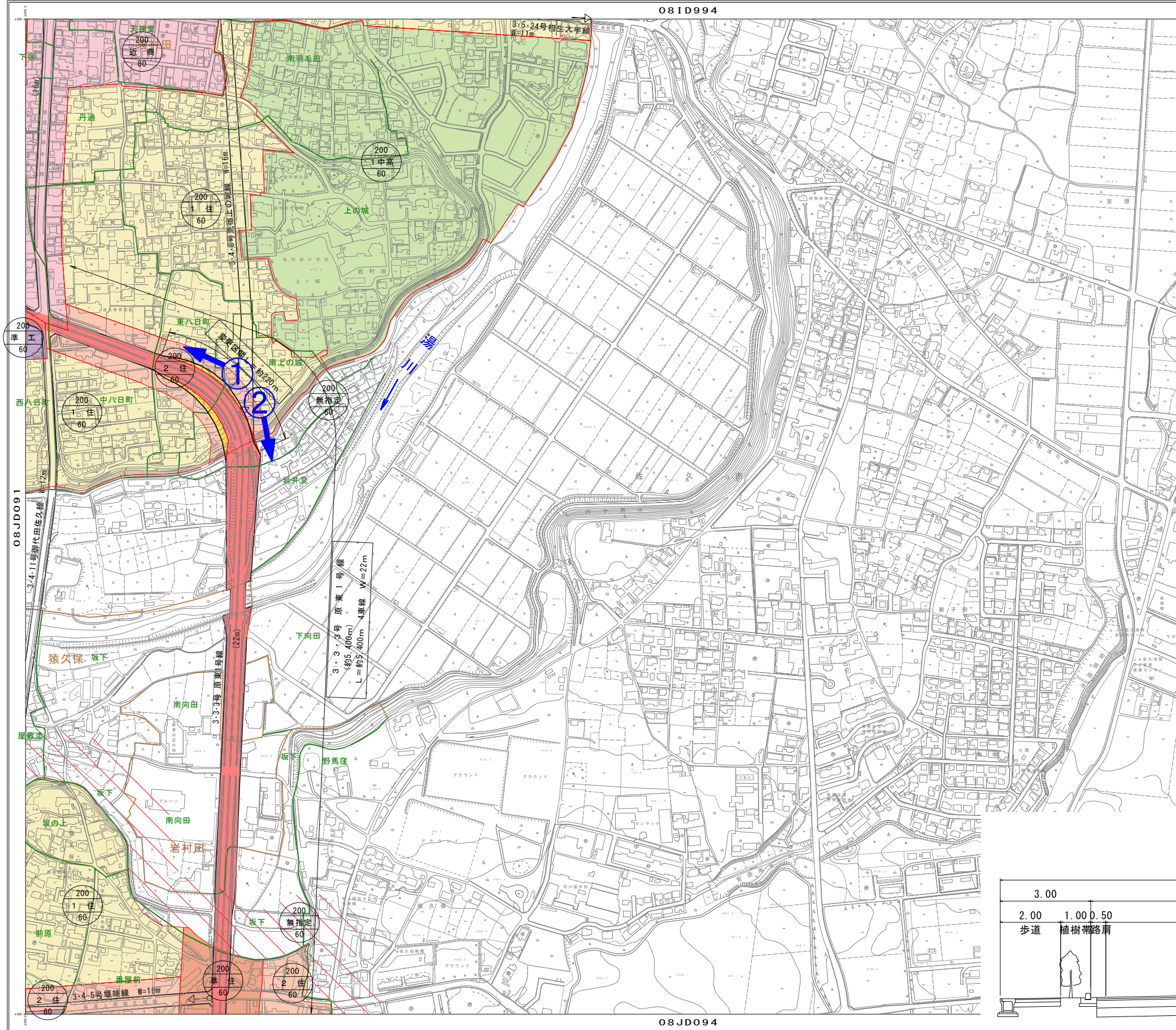
佐久都市計画道路は、45路線119.03km計画決定されている。
佐久市内の都市計画道路は38路線87.54km計画決定されており、当初決定は昭和37年である。この内、整備済延長は74.49kmで、整備率は85.1%である(平成30年3月末時点)。
しかし、都市計画道路の多くは、戦後から高度成長期の人口の増大や市街地の拡大が続く社会情勢の下で計画されてきており、社会情勢が変化してきている中、必要性に変化が生じている区間がある。
また、必要性に変化が生じた路線を残しておくことは、個人の資産を過大に制限し、計画的・効率的なまちづくりを行なっていく上での制約となるおそれがあることから、速やかに変更する必要がある。
このような都市計画道路を取り巻く状況を踏まえ、上位計画との整合を図り、広域的な観点と地域のまちづくりの観点から、個々の路線の必要性等を検証し、計画的・効率的なまちづくりを推進するため、佐久都市計画道路全体の見直しを行っており、方針を決定した都市計画道路の変更を行うものである。

○見直し手法

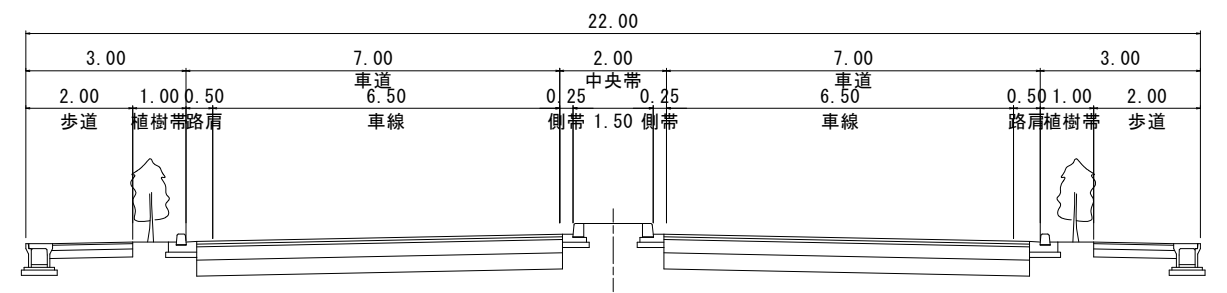
- ①必要性の検討評価
(都市環境機能、防災機能、収容空間機能、市街地形成機能、交通機能)
- ②代替道路の検討評価
(現道活用の検討、代替路の検討)
- ③実現性の検討評価
(周辺環境保全性、道路構造の妥当性、事業の困難性)
- ④道路網としての検証
(都市内ネットワークの観点から見た連続性、交通需給バランスからみた妥当性)

○見直し経過

平成27年3月 佐久都市計画道路見直し案作成
平成27年3月 佐久市都市計画審議会(見直し案説明)
平成28年4月 パブリックコメント募集
平成28年9月 見直し原案関係地域説明会(市内6会場)
平成29年2月 佐久市都市計画審議会(都市計画道路の変更について説明)
平成29年9月 都市計画道路変更素案市民説明会(市内4会場)
平成29年10月 佐久平駅南地区の都市計画道路市民説明会(市内2会場)
平成30年1月 都市計画道路変更原案市民説明会(市内3会場)
平成30年2月 佐久市都市計画審議会(H29年度変更案について付議)
平成30年2月 H29分都市計画道路の変更
平成30年3月 都市計画道路変更原案市民説明会(市内1会場)
平成30年11月 佐久市都市計画審議会(H30年度変更案調査審議実施)

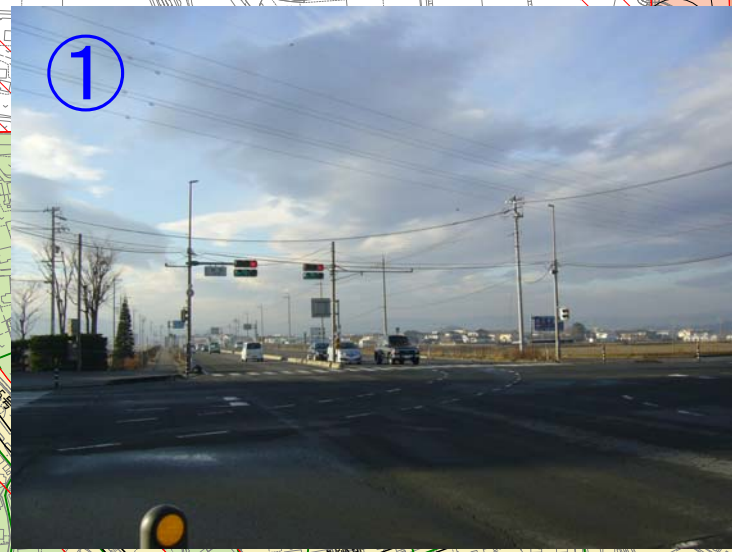
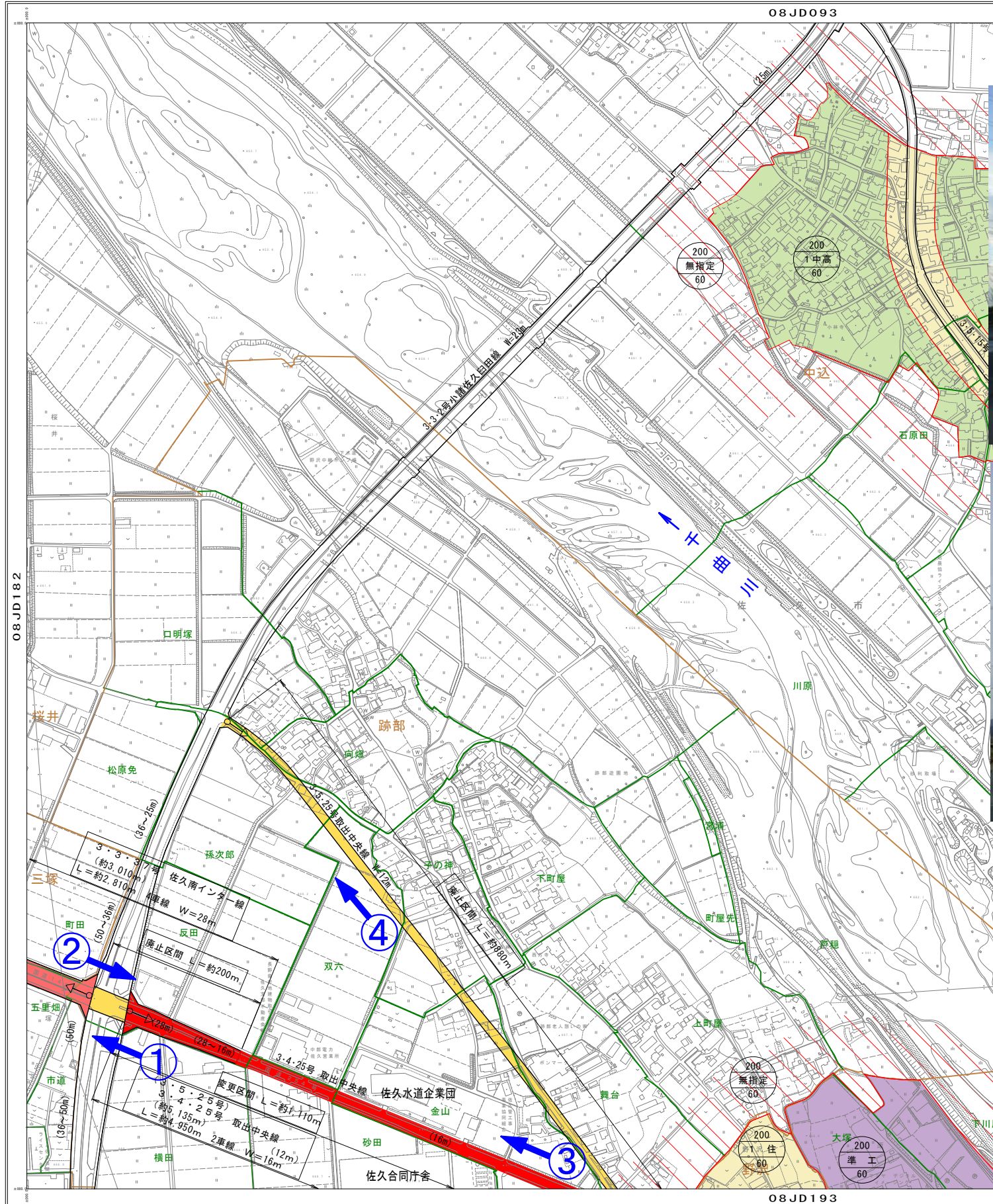


3-3-3号 原東1号線標準横断面

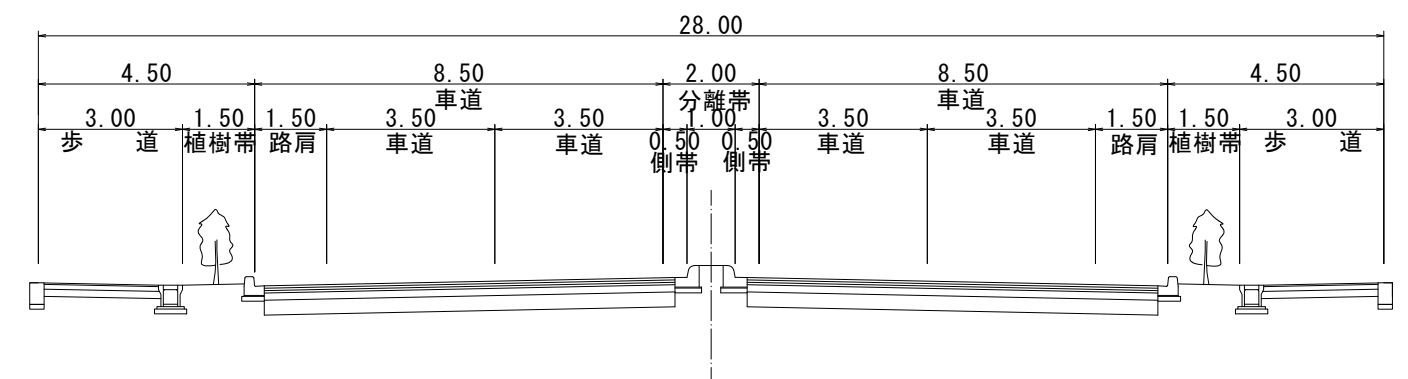


佐久都市計画道路の変更(3-3-3号原東1号線)
 3-4-8号荒宿上の城線(佐久市決定)の廃止に伴い、交差点の一部を区域変更するものである。

3・4・25号 取出中央線
3・3・37号 佐久南インター線



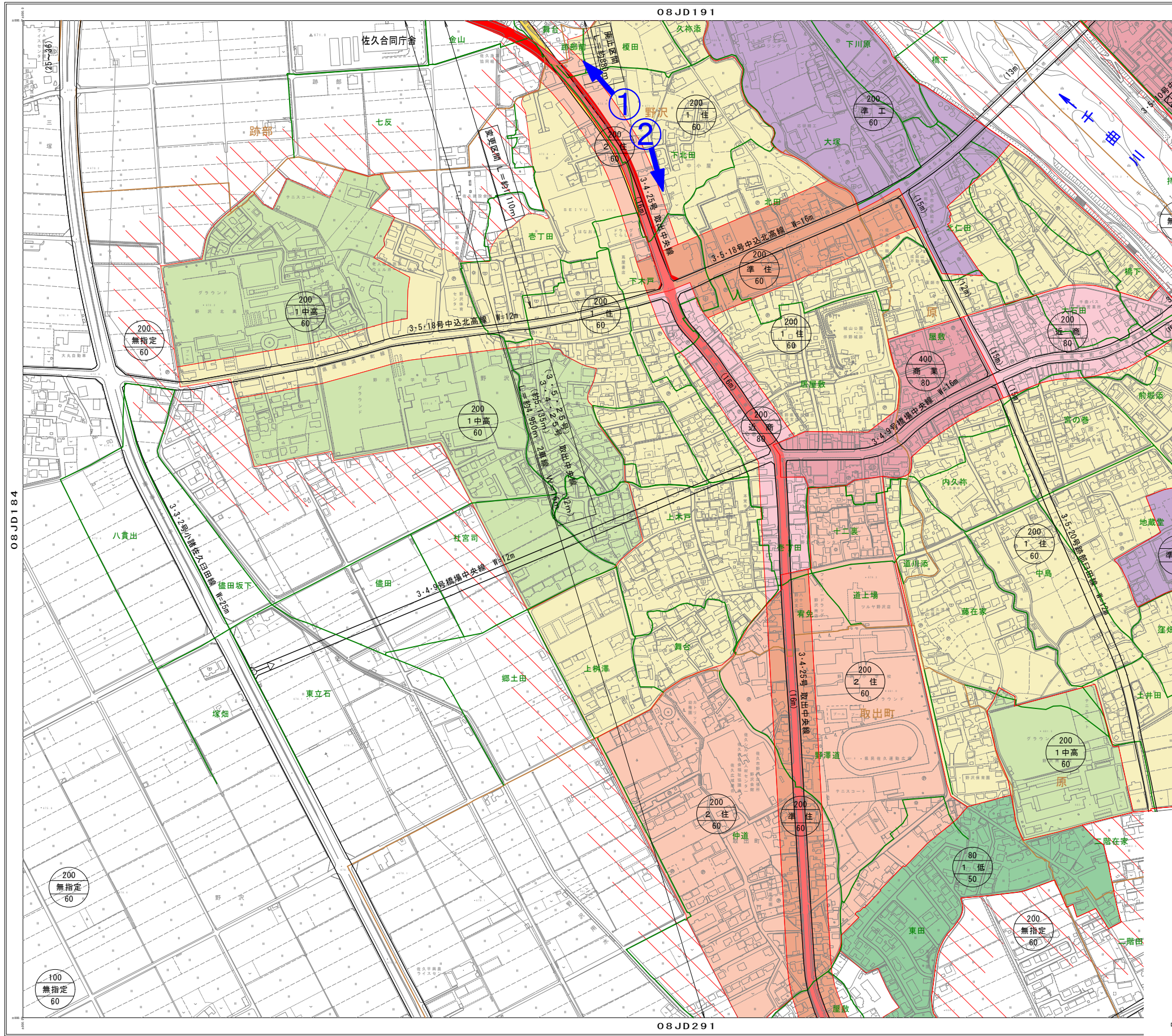
3・3・37号 佐久南インター線標準横断面図



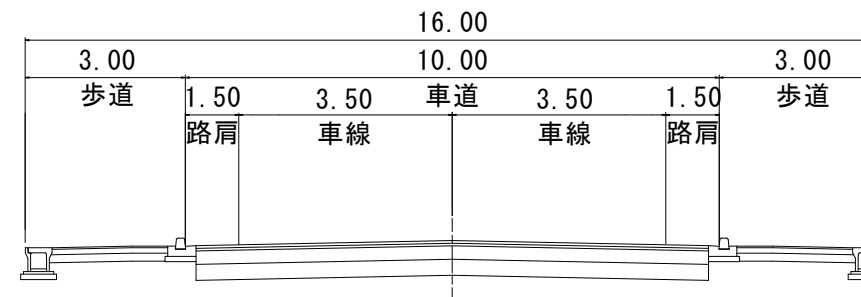
凡例
■ 変更後
■ 削除
■ 既決定
 ()内は変更前

佐久都市計画道路の変更(3・3・37号佐久南インター線)
 3・4・25号取出中央線の起点変更に伴い、本線と起点区間が重複するため、起点を変更するものである。

3・4・25号 取出中央線



3・4・25号 取出中央線標準横断面図



- 凡例
- 変更後
 - 削除
 - 既決定
 - ()内は変更前

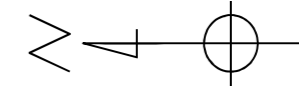
佐久都市計画道路の変更(3・4・25号取出中央線)
 起点付近において本線と近接する国道254号が整備され、代替路線の役割を担っているため、
 本線を国道254号へ変更するとともに、起点を変更するものである。

①JR佐久平駅



佐久都市計画道路の決定(決定・変更) 総括図(長野県決定)

- 3・3・3号 原東1号線の変更
- 3・4・25号 取出中央線の変更
- 3・3・37号 佐久南インター線の変更

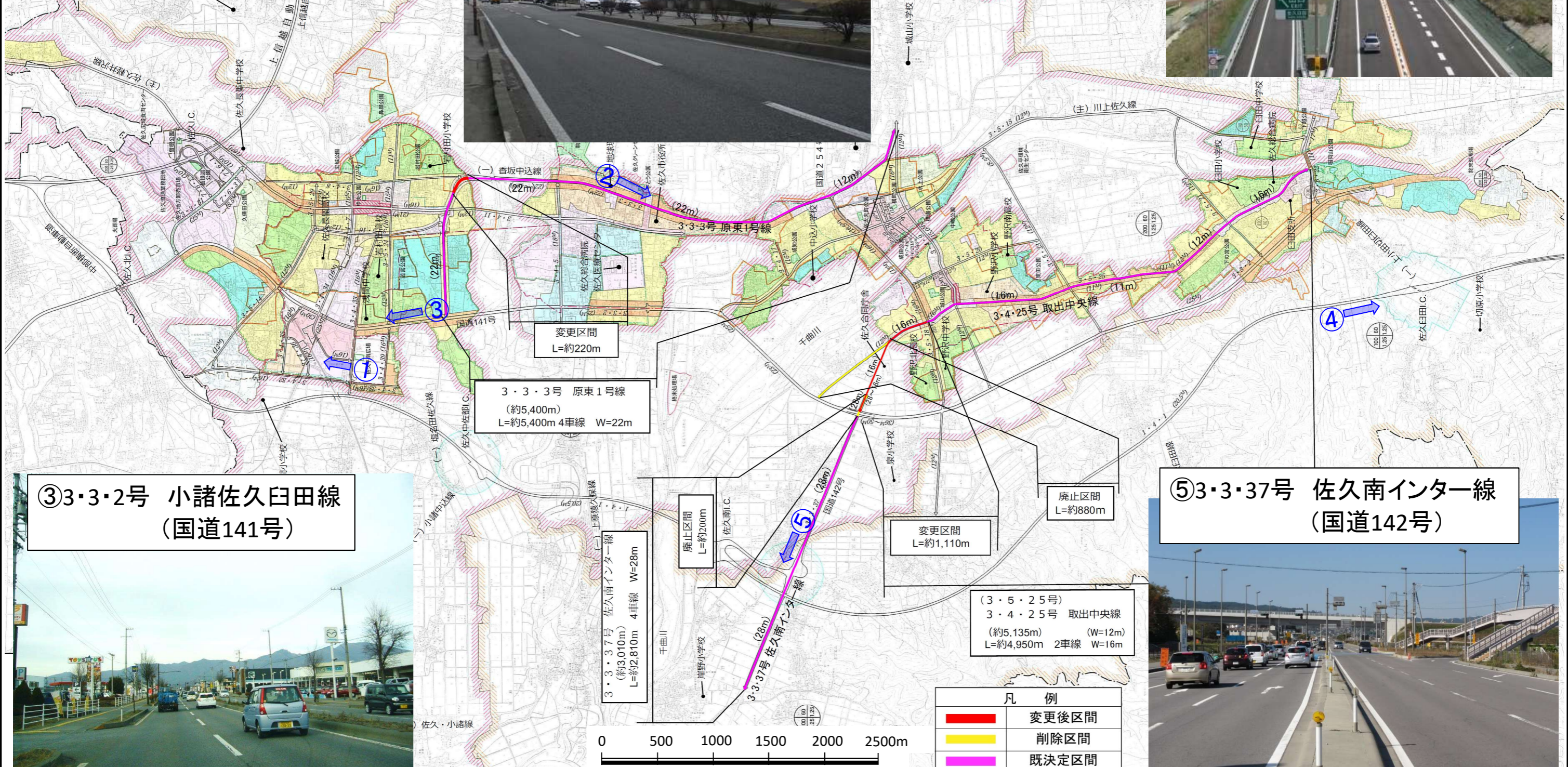


参考資料

④1・4・1号 八千穂佐久線
(中部横断自動車道)



②3・3・3号 原東1号線
(一)香坂中込線区間



③3・3・2号 小諸佐久臼田線
(国道141号)



⑤3・3・37号 佐久南インター線
(国道142号)

